

(※こちらは裏面です。表面からお読みください。)

推奨みやげ品 募集案内

1. 審査基準・方法が変わります。

「みやげ品推奨規程」の変更に伴い、審査基準や方法が変わります。

① みやげ品の定義

「本市内の事業所において製造または加工された商品及び企画または販売された商品」が対象となります。

② 審査基準

- (1) 郷土色豊かなもの
- (2) 意匠や包装が斬新なもの
- (3) 内容や品質が充実したもの
- (4) みやげ品として適正な価格のもの
- (5) 相当多量に生産されるもの
- (6) 関係法規に違反していないもの
- (7) 名称や意匠及び材料が本市にちなむ要素を有するもの
- (8) ある程度保存にたえるもの（飲食品は最低3日以上の消費期限を有するもの）
- (9) その他推奨するために価すると認められたもの（市産品としての表彰や受賞歴など）

③ 飲食品の場合

当該品製造所の所管保健所が発行する食品営業許可書の写しを添付してください。

④ 申請品数

1会員につき1点まで（形状や色違い、味の種類などはまとめて1点とすることができます）。

2. すべて「新規」での受付となります。

「みやげ品推奨規程」の変更に伴い、すべて「新規」での受付となります。

① 申請書の提出

推奨みやげ品として認定を希望する場合は、必ず申請書を提出してください。

※今回は「更新」はありません。未提出の場合は審査及び推奨の対象外となります。

② 採否の決定

新しい基準・審査表にて推奨候補品を選定します。これまで推奨みやげ品として認定されていたものも、審査の結果、不採用となる場合がありますので、予めご承知おきください。

3. 今後の流れ

① 5月30日までに申請書を提出してください。

② 6月または7月頃に開催する審査会前に、現物をお持ちいただきます（別途ご連絡します）。

③ 採否の決定（審査結果）は9月頃に通知を予定しています。